

不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許認可の種類	特定物象量の表記の抹消
法令名	計量法
根拠条項	第150条
法令の定め	計量法第148条第1項(立入検査) 通商産業省令第37号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に関する省令」 第2条(特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法)
処分基準	法令の規定に基づくほか、「函館市立入検査実施要領」に準拠する。
問い合わせ先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備考	